アルミの売却及び運搬・引取りに関する仕様書

1　件　　名　　　清掃センター有価物（アルミ）売払い（令和8年1月～

3月分）

2　発生場所　　　土浦市中村西根1811-1

土浦市清掃センター内

3　引取期間　　　令和8年1月1日から令和8年3月31日まで（3ヶ月間）

4　引取物の内容　アルミ缶と粗大ごみを破砕処理し、それらが混合されたバラの状態

　　　　　　　　 ※引取物の事前確認は可能。但し、来所に関しては、事前連絡を必要とする。

5　契約内容

　1）1㎏当たりの単価契約とする。

　2）スケール引きは行わない。

　3）引取期間において、単価の見直しは行わない。

6　予定数量　　　80t程度

7　引 取 量

1） 予定数量については、状況により増減するものであり、これをもって予

定数量を保証するものではない。

2） 施設稼働状況（工事、故障等）により、予定数量を大幅に確保できない場合においても、契約は継続する。

8　引取日時

1）引取日は、土浦市清掃センター（以下、センターとする。）からの要請に応じて決める。

　2）引取時間は、原則、午前9時とする。

　※土曜・日曜・祝日を除く。

※引取時間が遅れた場合、当施設の処理機器を停止させ、時間調整を強いられるため必ず時間厳守のこと。

3）当施設の運転状況により発生量が増加・減少した場合等には、引取日、引取時間および引取車両の増減等の要請に応じること。

9　引取方法

　1）空車で、センター台貫に乗り、計量する。（計量カードを計量器に通す。）

　2）受託者の運搬車両に、センター作業員が積込みを行う。

　3）アルミ類を積載した運搬車両で、再度計量し、計量票を受取る。

　※引取りの際、以下の点に留意すること。

・運搬車両及び燃料等は受託者の負担で用意するものとする。

・センターにおける日常業務の妨げとならないようにすること。

・運搬中は十分安全に注意を払い、また、事故等のないよう飛散防止を行うこと。（蓋いなどをし、内容物が落下しないような措置をおこなうこと）

・センター敷地内で、第三者との接触事故および設備の破損等があった場合、一切の責任は、受託者が負うものとし、状況・結果等を、速やかにセンターに報告するものとする。

　・上記アルミの内容とは別品目の混入や異物混入のある場合も現状の　　　　　まま引取り、その処理に必要となる選別等については受託者が行う。

　　また、センター敷地内での選別は行わないこと。

10　計量

　　　センターの計量器により計量したうえで、アルミの引取りを行うものとする。車両についてはセンターの計量器に対応可能な車両とする。

11　運搬車両

　　　車両の規格は、以下の通りとする。

　1）積載総重量が20ｔ以下

　2）積載最高車高が3.5ｍ以下

　3）車幅が3.0ｍ以下

12　売却額の支払い

　1）月末締めとし、翌月の指定された期日までに市の指定口座に納入すること

　2）納入額の通知については、月ごとに納入通知書を送付する。

13　必要な資格、許可、登録等の条件

　　　古物商許可及び金属くず商許可を有すること

14　法令等の遵守

1）受託者は、本業務を実施するにあたり、本業務に関連する法律及び法例・

条例・規則等を遵守しなければならない。

　2）受託者は、関係機関より各法令に基づく改善命令・措置命令等の指導を受けた場合は、速やかに対応するとともに、内容等を書面等により遅滞なく本市に通知するものとする。

15　損害賠償

　　　業務の履行にあたり、当センターの機器及び建物、または第三者に損害を及ぼしたときは、引取業者の責任において賠償するものとする。

16　担当者・問い合わせ先

　　　土浦市市民生活部環境衛生課清掃センター　担当：羽成

電話　029-841-3427

17　 その他

　　　本仕様書は、業務遂行上に必要な最小限の定めであり、業務上問題が生じた場合には速やかに双方が協議し、円滑な業務遂行に努めること。